

令和 8 年度独立行政法人国立美術館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立美術館は、事務・事業の特性を踏まえ PDCA サイクルにより公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 8 年度独立行政法人国立美術館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立美術館における令和 7 年度の契約状況は表 1 のようになっており、契約件数は 273 件、契約金額は 53 億円である。そのうち、競争性のある契約は 132 件(48.4%)、36.5 億円(62.1%)、競争性のない契約は 141 件(51.6%)、22.3 億円(37.9%)となっている。

令和 6 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合は件数・金額ともに減少している(件数は 1.2pt の減、金額は 5.8pt の減)。これらの主な要因として、中間生成物保存活用事業によるマンガ、アニメ、映画等の資料調査に加え、収蔵庫新設工事に関する設計等事業が競争性のある契約として増加していること及び随意契約により調達を行う作品購入件数が減少している点が挙げられる。

官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化の取組みについては、「令和 7 年度における独立行政法人国立美術館の中小企業者に関する契約の方針」を作成し、同方針に従った対応に努めた。

また、公共施設の整備・管理・運営における PFI 事業の活用等については法人において対象となる施設整備等はなかった。

表 1 令和 7 年度の国立美術館の調達全体像 (単位:件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(28.5%) 93	(45.6%) 41.9	(33.7%) 92	(48.7%) 28.6	(△ 1.1%) △ 1	(△ 31.7%) △ 13.3
企画競争・公募	(18.7%) 61	(10.7%) 9.8	(14.7%) 40	(13.4%) 7.9	(34.4%) 21	(△ 19.4%) △ 1.9
競争性のある契約(小計)	(47.2%) 154	(56.3%) 51.7	(48.4%) 132	(62.1%) 36.5	(△ 14.3%) △ 22	(△ 29.4%) △ 15.2
競争性のない随意契約	(52.8%) 172	(43.7%) 40.2	(51.6%) 141	(37.9%) 22.3	(18.0%) 31	(△ 44.5%) △ 17.9
合計	(100.0%) 326	(100.0%) 91.9	(100.0%) 273	(100.0%) 58.9	(16.3%) 53	(△ 36.0%) △ 33.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

(2) 国立美術館における令和 7 年度の一者応札・応募状況は表 2 のようになっており、契約件数は 74 件(56.1%)、契約金額は 22.4 億円(61.2%)である。

令和 6 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は、件数・金額共に減少している(件数は 13.4pt の減、金額は 27.8pt の減)。

一者応札の件数及び金額減少については会計規則の改正により、入札を実施する基準額が変更となり一定の金額以上の競争入札の割合が増加したことから、事業者が競争に参加するメリットが大きくなり、2者以上応札・応募が増加したことが要因と考えられる。

表2 令和7年度の国立美術館の二者以上・応募状況 (単位:件、億円)

		令和6年度		令和7年度		比較増△減	
2者以上	件数	47	(30.5%)	58	(43.9%)	11	(23.4%)
	金額	5.7	(11.0%)	14.2	(38.8%)	8.5	(149.1%)
1者以下	件数	107	(69.5%)	74	(56.1%)	△ 33	(△ 30.8%)
	金額	46.0	(89.0%)	22.4	(61.2%)	△ 23.6	(△ 51.3%)
合計		154	(100.0%)	132	(100.0%)	△ 22	(△ 14.3%)
		51.7	(100.0%)	36.5	(100.0%)	△ 15.2	(△ 29.4%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】内は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性のない随意契約については件数・金額の割合が縮小するなど一定の改善が認められた。令和8年度も以下の取組を進め、調達改善に努めるものとする。

(1) 二者以上・応募となった契約の検証

- ① 二者以上・応募となった案件について、調達関係書類を交付したが応札しなかった事業者に対し、事業内容に応じた電話、メール等による任意のヒアリング又はアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、自己点検票を活用し、公告・公募の方法、期間等の項目について、二者以上・応募となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する。
- ② ①の検討の結果を踏まえ、契約監視委員会において、契約の適正性の検証を実施する。
- ③ 契約監視委員会における点検に当たっては、抽出した契約の契約書、仕様書及び競争条件等の詳細な点検を実施する。

【電話、メール等による任意のヒアリング又はアンケート調査の実施件数】

また、官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化の取り組みについては、令和8年度4月21日より閣議決定された「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づき、「令和8年度における独立行政法人国立美術館の中小企業者に関する契約の方針」を作成し、同方針等に従って物価上昇等への対応に努めるものとする。

公共施設の整備・管理・運営におけるPFI事業の活用等については、法人において対象となる施設整備等は予定されておらず、当面は想定されていない。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】内は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約(少額随意契約を除く。)を締結することとなる案件については、事前に、法人内に設置された調達等合理化検討チームに報告し会計規則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は事後的に報告を行うこととする。なお、調達等合理化検討チームは必要に応じて法人内の専門的見地を有する職員の意見を参考徴取することができる。

【調達等合理化検討チームによる点検件数】

(2) 不祥事の発生 of 未然防止・再発防止のための取組

① 新規採用者等(有期雇用職員を含む。)を対象とした新人研修において会計に係る研修を実施する。

② 会計に係る内部監査の実施を通じた情報共有を図ることにより、適正な会計事務の執行と不祥事の未然防止を図る。

【研修の実施結果、内部監査実施件数】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、本部事務局長を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事兼本部事務局長
副総括責任者	本部事務局次長
メンバー	本部事務局財務課長 本部事務局財務課室長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、随意契約、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、独立行政法人国立美術館のホームページで公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には調達等合理化計画の改定を行うものとする。